

## 1 議事日程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第40号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 発議第5号 特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について
- 日程第10 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |         |     |            |
|-----|---------|-----|------------|
| 1番  | 堺 剛 議員  | 2番  | 船越隆之 議員    |
| 3番  | 木村彰人 議員 | 4番  | 森田正嗣 議員    |
| 5番  | 有吉重幸 議員 | 6番  | 入江 寿 議員    |
| 7番  | 笠利 毅 議員 | 8番  | 徳永洋介 議員    |
| 9番  | 宮原伸一 議員 | 10番 | 上 疆 議員     |
| 11番 | 神武 綾 議員 | 12番 | 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 議員 | 14番 | 長谷川公成 議員   |
| 15番 | 藤井雅之 議員 | 16番 | 門田直樹 議員    |
| 17番 | 村山弘行 議員 | 18番 | 橋本 健 議員    |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- |        |         |                   |         |
|--------|---------|-------------------|---------|
| 市 長    | 芦 刈 茂   | 副 市 長             | 富 田 讓   |
| 教 育 長  | 木 村 甚 治 | 総 務 部 長           | 石 田 宏 二 |
| 市民生活部長 | 友 田 浩   | 総 務 部 理 事         | 原 口 信 行 |
| 都市整備部長 | 井 浦 真須己 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 観光経済部長 | 藤 田 彰   | 教 育 部 長           | 緒 方 扶 美 |

都市整備部 公営企業担当部長	今村 巧 児	教育部 理事	江口 尋 信
総務課長併 選管書記長	田中 縁	経営企画課長	高原 清
市民課長	行武 佐江	福祉課長	友添 浩一
都市計画課長	木村 昌春	社会教育課長	中山 和彦
上下水道課長	古賀 良平	観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木村 幸代志
監査委員事務局長	渡辺 美知子		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
書記	斉藤 正弘	書記	高原 真理子
書記	力丸 克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 行政報告

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、「行政報告」を議題とします。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

急な日程追加で申しわけございませんが、行政報告をさせていただきます。

内容は、中学校給食について説明させていただきます。

この件に関しましては、平成28年12月議会における提案理由説明において、デリバリー方式による給食の提供を、現在のものをさらに充実させて実施する、また、平成29年3月議会の一般質問において、学校給食法にのっとった給食を目指すことなどを議会において説明してまいりました。

このたび経費の概算が算出できましたので、報告させていただきますとともに、その内容を踏まえた上で、今後の検討の方向性を説明させていただきます。

資料をごらんください。この表の一番下の行に示しているものは、学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費であり、概算で約1億8,555万円かかることを示しております。

この概算経費を念頭に、今後の民生費の伸びや学校施設を含めた公共施設の改修、市民と語る会で要望いただいている側溝の整備などの必要性を勘案した場合、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至りました。

このため、学校給食法に基づく学校給食を見直し、現在のランチサービスに求められている改善点、1点目、質の向上、2点目、注文システムの改善、3点目、就学援助を含む提供単価の検討の3点ではありますが、これらの課題を十分に踏まえた上で、提供可能な最善のものを導き出し、多くの生徒の皆さんに提供できるランチサービスとして検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、提供時期については、学校や保護者の皆様に説明が必要なことから、ここでは言及できませんが、できる限りの早期実現を図ってまいります。

議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

ただいまの行政報告に質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おはようございます。

簡単に3点、質問させていただきます。

なぜ、まず本会議初日に説明、報告をせず、協議会のみで行おうとしたのか、私にはまるで理解ができません。市長は6月議会前までは、至るところで中学校完全給食を実現するためにということを発表されていたのにもかかわらず、協議会のみでの説明、報告は、完全に市民、議員、議会を軽視しております。なぜ本会議初日の場で報告、説明をせず、協議会での説明にとどめようとしたのか、まず1点、伺います。

次に、公約についてですが、完全なる公約違反だと私は考えます。市長は公約違反について現時点でどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

3点目、今回の断念の理由は、運営費が当初想定の5倍以上となることから新聞紙面に書かれてありました。公約を掲げるときには、事前にきちんと調べてから掲げるのが公約でしょう。当時は考慮していなかったなどと今さら言われても、市民の皆さんは公約を信じて投票されているわけです。学校給食法に基づく運営費等は、他の自治体を参考にすれば調査できたはずですが、公約に掲げるぐらいですから、事前にご自分で試算され、調査はなされたと思いますが、市長が公約に掲げる前に、予算はどれぐらいかかるかと思われたのか、お伺いいたします。

以上、3点です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えさせていただきます。

なぜ協議会で、本会議で説明しなかったのかということですが、ご指摘のとおりでございますので、今日こうやって説明させていただくというふうに考えております。

私としては、今回のこういう判断に至ったというのは、非常に私自身、残念だと思っておりますし、遺憾だと思っております。学校給食法に基づく給食ということ掲げてやってきたわけですが、12月以降の議論の中で、実際にいろいろな費用を計算してみると、お手元にあるように、平成29年、平成30年の初期費用で1億6,100万円かかり、ずっとそれ以降、1億8,555万円かかるという形でございます。そういう現状の中で、先ほど言わせていただきましたけれ

ども、こういう財政負担ができるかどうかということ由市役所内部で検討したわけですが、それは難しいという結論になり、今回のこういう表明をさせていただくということでございます。

公約違反ではないかということですが、私としては今でも何とか給食という形でもって、できるだけたくさんの人に供給できないのかということ、提供できないのかということは考えておりますが、費用の問題あるいは完全給食というか、学校教育法に基づく給食という形に残念ながらならないということは、喫食ということを提供できないということに学校給食法上なっているということでございますので、それでもできるだけたくさんの人に給食という形で提供、ランチサービスの形にはなりますが、提供するという形の判断をしたわけでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長、1点漏れています、回答が。公約前に自分で費用試算はしなかったのかという質問があります。

○市長（芦刈 茂） 正直言います、学校給食法というふうなことの認識とか、ただお母さん方のいろいろなご意見の中で、何とか給食を実現してほしいというような形でご意見承って承りましたので、それを掲げ、公約とさせていただいたわけございまして、具体的な数字の計算はしてなかったというのは事実でございます。

当時はそれなりの負担でできるのではないかとこのように考えておりましたが、現実具体的な計算をしてみると、なかなか難しいものであるなということがわかり、こういう今回の決定になった次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） まず1点目ですが、だから今行っているって、あれ、全員協議会室で議員のほうから質疑が出てから、市長がそれに困って時間下さいって、休憩挟んだ後に、じゃあ2日目にやりますということになったんでしょうが。そんな不誠実な対応ありますか。普通だったら初日にするのが当たり前でしょうが。何でじゃあ2日目になっているんですか、きちんと教えてくださいよ、そこは。

次にですけれども、公約違反についてですけれども、過去の私の一般質問のご答弁で、PTA等の保護者の皆さんのご意見を聞いたら、中学校給食を何とか実現ほしいと、もう本当、切なる願いですということをPTAの場等でいろいろ聞きましたし、そういうことで大きく公約に掲げたとと言われておりますし、昨年9月議会のご答弁においては、市長が中学校完全給食について、実現するよという形で選挙で訴えたとも言われております。また、3月議会で市長の思いを私尋ねたところ、中学校給食の実現ともおっしゃられております。自分自身の公約、思いを、わずか二、三カ月で断念するということが公約違反ですよ。この公約を信じて芦

刈市長に投票した市民の皆さんは、私の周囲の保護者に大多数おられるわけですよ。

それと、太宰府東中学校の平成29年3月9日の学校新聞ですかね、これにもきちんと、平成30年度内でのデリバリー方式で進められているそうですというふうに書かれております。

これだけ、もう市民の皆さん、もう給食になるんだというふうに思っているわけですよ。市民に対して当然説明責任を行っていく必要があると考えます、私は。今後説明責任を果たしていくお考えがあるのか、伺います。

次、金額に関しましては、私、3月議会で自校方式、親子方式と、市長が当時提案してあった全員喫食でのデリバリー方式と、今後20年間のそれぞれのコストを伺っています。その時点できちんと調査しとけば、今になってこのような不誠実な対応になかったように思います。

3月議会の時点、いや、もっと前の時点で、運営費のコストがかかることは本当にわからなかったのでしょうか。市長は、来賓挨拶をされる際に、必ずと言っていいほど市民の皆さんの前で、中学校給食については、平成30年度を目途に進めていっていますとおっしゃられておりました。タイムスケジュールを作成、配付する時点で、きちんと調査して、間違いがなければ議会に配付するのではないですか。余りにも見通しが甘く、虚偽な説明、報告があったと言われても仕方のない事実ですよ。

また、公約違反もあり、市民に対しても許しがたい行為です。市長の進退問題にも発展するかもしれない事実ですよ。今後は説明責任を果たして、謝罪を強く要望いたします。市長、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 3点ほどご質問いただいておりますが、全体的にまとまった回答になるかと思えます。

こういう形で議会に打ち出して説明させていただいておりますので、今後のロードマップと  
いうか、工程表の中には、PTA、各学校の説明会をせろというふうになっておりますので、  
そういう説明会を各中学校で早急に行いたいというふうに思っています中で、この間の経緯の  
説明をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

見通しが甘かったのではないかとというご指摘については、いろいろなマネジメント体制を今  
後しっかりつくっていくという中で考えてきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） だけん、公約についてはいっちょも答えとらんですね、本当ね。今  
後説明責任していくのかどうかも答えとらんやないですか。こっち3回しか質問ができんちゃ  
から、ちゃんと答えてくださいよ。

もうこれ最後になりますけれどもね、今期の中学校給食の夢は断たれてしまいました。これ  
から将来、児童・生徒たちのために、私、3月でも提案しましたけれども、基金の積み立てや

モデル校の実施を視野に入れた前向きな議論が必要だと考えます。

今回、中学校完全給食を本当に楽しみにしていた児童・生徒、保護者、市民の皆さんをこのような形で裏切ったわけですから、執行部としても反省を今後し、中学校給食の実現に向けた議論を引き続き行っていただくよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

○14番（長谷川公成議員） いや、お願いします。

○議長（橋本 健議員） お願いします。市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘の件は全くそのとおりだと思いますし、中学校の完全給食ということ掲げて公約にして戦ったわけですから、それが実現できないという責任は重たいものがあると思いますし、それは何よりも私自身の中の苦悩というか、実際に市民の皆様からいろいろなご意見も出ておりますので、しっかり受けとめたいと考えておりますが、私自身のこの学校給食をやはり実現しなければいけないという思いといいますか、また市民の皆さん、保護者の皆さんの思いはしっかり受けとめておるつもりでございます。

だけれども、具体的な実際の検討の中で、こういうふうな形で提案せざるを得ないという今の太宰府市の置かれている現状もご理解いただきたいというふうに考えておりますし、このあたりについてはしっかり市民の皆様、保護者の皆様についても機会を設け、説明していきたいというふうに申したのは、先ほども申したように同じような形で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今回の市長の完全給食の撤回の表明について、とても驚きました。それで、新聞にも載りましたので、保護者の皆さん、市民の皆さんが、何でこんなことになるかということで、とても疑問を持っていらっしゃいます。

私たち議会といたしましては、中学校給食調査研究特別委員会を設置をして、今まで22回開催を行ってきました。もう既に議会本会議で中間報告も行ってきましたし、この委員会の中の議論については、皆さんもうご存じだと思っております。

この委員会では、昨年8月に要望書という形で市長に提出をしています。その中身につきましては、要望内容で、太宰府市内すべての公立中学校で学校給食法に基づく全員喫食による給食を実施すること、という内容を1つ目に掲げています。この公立中学校で全員喫食というのは、すぐには難しいだろうということで、2項目めに、当面はランチサービスの充実をはかること、ということで要望書を作成しています。

この内容を8月に提出をして、12月にデリバリー式で全員喫食を行うという表明をされて、今回、学校給食法にのっとって試算をすれば、無理、実施は難しいというような結論に至っているわけですが、この要望書を提出する際には、私たちは執行部の皆さん、そして市長に、さまざまな方式を知ってもらいたいという思いから、委員会のほうで6回視察に行った先

の報告のまとめを添付しています、参考資料として。

この中に、実際に春日市で行っています選択制の給食、弁当箱方式だったりとか、田川市で今年度から始まる予定でありました全員喫食によるランチボックス方式のこともまとめとして載せています。

この中で、私たちの所見として、全員喫食によるランチボックス方式を取り入れるのであれば、就学援助やスチームコンベクションの導入などが実施できれば、安価で、全員喫食が行えるのではないかということも盛り込んでいます。

このことがあって、この半年、夏8月から、12月の表明があって、今回6月に撤回するというこの流れの中で、この要望書は一体検討されたのか、どのように執行部のほうではプロジェクト会議も行われたというふうに聞いていますけれども、どのような議論がされたのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） お答えを申し上げます。

8月に特別委員会のほうから、今言われました要望書、それから教育委員会からもいただいたところで、9月議会にワーキングを立ち上げますということで立ち上げまして、12月の市長表明の中に、デリバリー方式で平成30年中に実現を目指すということを申し上げました。そして、今申されました自校方式とか集中方式とか、いろいろな形で実際検討してもまいりました。そして、3月議会の中で、市長のほうから中学校の完全給食を目指すというような回答、言葉が出ましたので、それから基本的に精度を高めた、本当にどのくらいかかるのかと。それまでの経過がないがしろにしたわけじゃございませんけれども、業者に詳しい見積もりをとって、そしてしていくというようなことを積み上げてまいりまして、4月の庁内の経営会議の中で、財源的にどうだというような検討をしてきた経過がございます。

それで、市長公約ということでございますもので、いろいろな財源の組み替えじゃございませんけれども、大なたを振るって何とか実現できないかというようなことも、財源を洗い直して検討してきたのも事実でございますけれども、このやっぱり長期的にわたる財源負担は難しいということで、ロードマップ上では、まだ7月まで検討期間があると議員の皆さんにも説明しておりましたけれども、これは大きな市長公約であります方向性の変換になるということで、9月からはまた学校改修費の予算等がございますものですから、先にそのところを6月の議会で議員の皆さんに表明し、市民の皆さんに表明して了解をいただければ、また次のステップ、就学の財政援助や充実、そういう方向に事務局としては検討していきたいというふうなところでございますので、今回このような形で表明、提案させていただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 7月の概算の時点で、自校式、センター式、親子式、そしてデリバリ一式ということで、4方式の概算が出ていました。その出た後に、私たちが特別委員会を開いて、今の財政状況なども含めて、総合体育館を建てたこともある、これからの民生費の伸び、福祉関係にもお金がかかるなどのこともあるだろうから、積算で出された資料の今のデリバリ一式を拡充するというところまで、安心・安全まで確保する学校給食法では無理なのではないかという判断はしておりました。

しかしながら、12月に表明されるまでの間に、この学校給食法に基づくという文言があったことを、その議論をされていないということですよ。テーブルにのせられて、学校給食法に基づけば幾らになるというような積算を、手をつけていなかったというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） お答えを申し上げますけれども、全然手をつけていなかったということはございません。やっぱりいろいろな形がありますので、当然春日市、いろいろところで学校給食法に基づくほうでの検討もいたしてきたことは事実でございますが、本当にいろいろな、先ほど、繰り返すようになりますけれども、業者から見積もりをとったりして精度の高い分をしたのが、先ほどの過程だということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 4月8日の日に、22回目の特別委員会を私たちは開催しております。それが終わった後に、執行部のほうから概算について検討して、その報告がしたいというようなお話が委員長と副委員長のほうにありまして、それを早急に出してくださいということで、5月9日の日に特別委員会を開催するようにしてはしておりましたが、この時点で数字が今ちょっと固まっていないので出せないということで、お話がありました。

その後、6月議会前にその話をしてほしいと、特別委員会を開催して、そこでお話をしてほしいという依頼もしてはしておりましたが、それがかなわず、今回6月議会の初日、本会議が終わった後の全協で、非公開の場で発言をされて、そして2日目の本会議でこのような形で表明をされて、質疑をするというような流れになっています。

私たち議会の特別委員会では、やはり議員も責任を持って調査研究をして、市と一緒に子どもたちの学校給食を進めていこうというスタンスでやってきたわけですが、その部分が誠意を持って対応していただけなかった、特別委員会に初めに話があって、私たちが発言する場があれば、もう少し意見交換、またよりよい学校給食の実現に向けて話し合いができたのではないかというふうに思っております。残念でなりません。この点についてご回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご回答申し上げます。ありがとうございます。

子どもたちに、家庭の事情などで、やはり栄養のバランスが整った昼食というのを提供したいという思いや、保護者の皆さんの何とか給食を実現してほしいという形で進めてきておったわけですが、1つ、議員の言われました中での就学援助の問題も、その中でちゃんと織り込んで、しっかり対応していきたいというふうな形で考えて今でもおります。

新聞報道等によると、給食そのものが断念するというような形で伝わるところがありますが、私は言いましたように、学校給食法に基づく全員喫食というのは法的に難しいけれども、より多くの子どもさんたちに、ちゃんとした形での給食に準ずるようなものは提供していきたいという思いは変わりませんので、そういう形で、今言いましたような形での市民なり保護者の説明会をしていきたいと思っております。

それともう一つ、ご指摘いただきましたいろいろな情報提供やいろいろな事前の議論を含めて、もっと必要ではなかったかというご指摘ですが、全く私も、そこのところは大いに反省しなければいけないことではないかというふうに思っておる次第でございまして、とりわけ給食調査研究特別委員会の正副委員長の皆様には、事前にこのお話やいろいろなことはお伝えしておく責任はあったかなということで反省しておりますし、今後のいろいろな運営、市役所と議会とのいろいろな運営において、もっともっと私たちが改善しなければいけないところは、いっぱいあるのではないかという認識はちゃんと持っておりますし、今後は一つ一つ改善しながら進めたいという気持ちでおりますということは、お伝えしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 現在のランチサービスに求められている改善点ということで、1点目、質の向上、2点目、注文システムの改善、3点目、就学援助を含む提供価格の検討と上げてありますけれども、具体的な説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今おっしゃった3点についてですけれども、質の向上というのは、3月議会等で学校給食法というのを説明してまいりました。学校給食法というのは幾つもの項目がありまして、努力目標ということがあります。そこで、その中で学校給食法に完全にのっとりというのは難しいかもしれないんですけれども、幾つか今できていない部分を織り込むということはできるのかなというふうには思います。できるのかなというか、そういった視点でやっていくということだろうと思います。

それから、2つ目の注文システムですね。今現在は、かなり前から1週間単位で注文するということになってはいますが、他市はもっと近い、ぎりぎりまで注文を受け付けているというところもありますので、そういった導入ができないのかなということは、検討できるというふうに思います。

3点目ですけれども、現在、学校給食法にのっとった給食ではありませんので、小学校のように中学校においては就学援助を行っておりません。ですので、そういった就学援助等を検討するという事は可能だというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 提供単価の検討、お金ですね、1食幾らになるか具体的に今わかっているというのと、新聞のほうでは、これを充実させて50%を目指すと言っているんですけども、これは市長がおっしゃったんですか。2点、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 1点目、教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 提供単価の具体的な値段については、まだ検討を始めておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2点目、市長。

○市長（芦刈 茂） 今回、完全給食と言われるものについては、残念ながら実現できるという目は立て切らず、そういう意味では、今行われているランチサービスを、今言いましたように質の改善を図るなりして提供したいというふうに思っている次第です。

今、6%、7%という現状でございますが、いろいろな形で、中学校の完全給食にはならないけれども、生徒さんや保護者の皆さんに、改善していろいろなことを進めていくということをお伝えしながら、具体的には50%ぐらいの数字は実現していかなければいけないのではないかと、いうふうにも考えておりますし、またその中で就学援助のことも実現していきたいというふうに考えております。そのあたりについては、またいろいろところで丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 質問というか、個人的に感じたのは、余り納得いかないですね。この上げられた3点についても、具体的にずっと入ってくるものが自分としてはありません。

基本的には大野城市のやり方と似ていると思うんですけども、大野城市との違いは、アンケートの結果、やっぱりお弁当もいいよと、給食も選択制がいいよということで市民の方に説明して、この方式をやっている。

何か今回、デリバリーがダメ、お金がないけんダメだったから、差し当たってランチサービスで充実って、具体的に説明聞いたら、何も検討されているようには感じません。やはりどうしたいのか、形だけやなくて、子どもたちのためにどういう給食をしたいのか、やっぱり市長のそういうリーダーシップが必要ではないかなと思います。

○議長（橋本 健議員） 回答要るんですか。

市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申しましたが、やはり学校で生徒の皆さんが生活する中で、昼食をどうとるかということは大きな問題でございます。議員の皆様も特別委員会で議論されたように、食育という問題もありますし、いろいろな形での給食を提供する中で、食の習慣をきちっとやはり身につけていくということは大切なことだと思いますし、それについての学校教育の中の私は責任というのものがあるのではないかというふうに思っている次第でございます。

なかなか毎日の保護者の皆さんの、余裕のない中での弁当づくりというふうなこともございますので、そういうことについては、完全給食というところまでは至らないけれども、いろいろな形で実現することでもって、保護者の皆さんには進めていくという説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点お伺いしますけれども、先ほど富田副市長の答弁の中で、工程表に基づいた質疑がありましたけれども、7月までは検討期間というようなご答弁ありましたが、しかし議員のほうに配付された工程表の中には、もう既に動き出している部分もありますよね、説明等の部分が。まずその辺で、工程表に基づいて何かもう対応されているところがあるのかということと、例えば今後のスケジュールにおいて修正等が、その説明された部分についてはどういうふうにもまた対応されていくのかが2点目ですね。

それと、3点目として、あの示された工程表というのは、もう一度リセットされるものとして理解していいのか、それとも工程表の修正という形で今後動いていかれるのか、その辺についてのご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 工程表は、基本的に完全給食をする中での工程表でイメージして、皆様方にご説明いたしております。それで、学校の校長会あたりで、教育部のほうがその方向でいくというようなことは話しているかと思えます。済みません、そこはちょっと、あと教育部のほうでわかったらお願いします。

それと、今回皆さんにご理解いただいて、中学校の完全給食を取りやめるということでしたら、また改めて、今度方式の変更を検討して、工程表をつくることになると思います。リセットする形になると思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 工程表に示してあります4月の4月校長会で、校長先生方への説明までは予定どおり行っております。これについては、12月議会等で、全ての生徒を対象として完全給食を実施するということが説明でありましたので、その内容までです。5月の市P総会

で、PTAの役員様方への説明からは、行っておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） この学校給食の件で、全協で、市長のこの予算の中で、これ1億8,550万円出ていますけれども、市長が最初に考えてあった予算というのは3,400万円と書いてありましたけれども、この3,400万円の根拠は何ですか。ちょっと今説明してください。

○議長（橋本 健議員） 回答できますか。

教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 3,400万円というのは、現在のランチが360円、そのうちの保護者負担が300円で、60円の配送費を市が負担しているということになっております。それで、その3,400万円というのは、その60円を全ての生徒ですね、給食は大体年間、小学校で190日前後でするので、その日数を掛けた金額になっております。ですので、現在のランチを全ての生徒が喫食するという場合にかかる費用です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） ということであれば、今回のランチサービスのほうで進めていくという方向性であれば、この経費は、今の1億8,500万円からの、ランチサービスがどれだけの経費がかかるか今、大体把握してあるわけでしょうか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在の1食分ということでよろしいんですかね。現在というか、その1億8,000万円出していますよね。その1食分ということでよろしいですか。

（2番船越隆之議員「全員が喫食した場合です」と呼ぶ）

○教育部理事（江口尋信） 今、資料で渡しておりますものにつきましては、総額だけを載せていると思うんですよね。1億8,555万6,420円という総額になっていると思うんですが、これは学校給食法にのっとして、調理と運搬の委託料ですね、これについては配膳員さんの分の委託も入りますが、1食406円払うということです。それで、先ほど言いましたが、1食406円の生徒数掛けるの実施日数ということになっております。

それに、これ学校給食法にのっとするということになれば、当然就学援助の対象になりますので、就学援助の子どもたちに対して、それを現在の生徒の18%として、本来は17%ぐらいなんですけれども、1%ゆとりを持って多くしまして、その就学援助の分を足しております。そういう内容です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） これちょっと最初に戻るんですが、市長が公約でこの給食の完全喫食を

するということで、もうずっと今まで言い続けてこられたことに対して、今回この状況が出た時点で、デリバリー方式をやめて、今のランチサービスに変えるということになりましたけれども、市長は今まで、ただ公約をするためだけじゃなくて、子どもたちのことを本当に考えてそういう形を進めてこられたのか、それともその中でこういう結果が出ることに対して、行政のほうとのそういうコミュニケーションというのが、意見交換会十分にされていたのかというのが気になるんですね。

そうじゃないと、今時点でこれが出てくること自体が、もう給食の話が出てから大分たつんですね。それなのに今の時点で出るということ自体も、ちょっと私自身が不審を抱いております。だから、よくそこの辺のコミュニケーションがとれてなかったんじゃないかという気がします。

ただ市長がデリバリー方式でいくぞということで、それを推し進めてこられて、いろいろな予算的なものも把握しないままその話を進めてきた結果が、こういう結果になったんじゃないかという気がします。そここのところの答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何とか給食については実現したいという思いが、こういう形になっておりますが、私の気持ちは変わりませんが、ただ現実に進めることを考えたときに、スチームコンベクションなり学校給食法なりという議論が出てきたのは、去年の後半以降の議論の中で出てきておまして、学校給食法に基づかないと給食とは言えないと、したがって全員に対して強制的にといいますか、全員の給食はできないという形になったものですから、こういう選択をせざるを得ないということになりましたが、十分な議論はしておりますし、そういう中でいろいろな選択をこういう形でしてきたわけでございます。

議論をするがゆえに、ちょっと時間がかかったということは紛れもな事実でございまして、いろいろなことについてはもっともっと説明する必要があったかなというふうに思っておる次第でございまして、もとよりいろいろな内部的に自校方式、親子方式、給食センター方式ではなくて、ランチサービスのデリバリー方式による完全給食を目指すという形で進めてきておまして、その問題と学校給食法の関連、今かなり主流になっておるスチームコンベクションに係る経費、このあたりを勘案した上で、今回の決定をした次第でございまして。

残念ながらこういう形になっておりますが、私としては、それでもたくさんの方に提供できる準学校給食みたいなもので提供していきたいというふうには考えておりますので、かなり法的な意味での学校給食法にはのっとりませんけれども、提供していきたいと考えておりますので、このあたりのご理解をいただきたいと思っておる次第でございまして。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 今の市長の答弁の中から、最後にお聞きいたしますが、白紙撤回で

はなく、おわびもしないということによろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 中学校完全給食というのを掲げておりましたが、残念ながらそれは学校給食法等の問題等で実現できなかったということについては、おわび申し上げます。

ただ、これは白紙撤回という形になるかもしれませんが、私としての思いは、とにかく中学校の昼食というものをしっかり提供していきたいという思いで、今後とも動いていきたいというふうに考えておる次第でございます。

中学校の完全給食という形で、学校教育法に基づくそういうものが実現できませんが、より多くの人に提供し、指示され、食べていただく形として、今までのランチサービスをどうやって充実していくかということで、3点の問題出ておりましたが、そんな形で実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） それは詭弁ですね。市長ね、こうしたい、ああしたいということが、それと実現をするということとは全く別問題で、なぜ公式の場で、今まで入学式、卒業式、またさまざまな公式の場で、平成30年からやることというのは、もう明らかに公的な場での契約なわけです。それを今こうやって、ああしたい、こうしたい、お母さんたちの気持ちを酌んでやっていきたい、そういう気持ちでこういうふうな形になりましたと、なぜおわびができないのか、私は不思議でたまりません。

それと、このA4、1枚のこの資料にある経費の算出ですが、こんな経費の算出ぐらい1週間あったらできるわけですよ。一体本市の行政組織のガバナンスはどうなっているのでしょうか。全く機能していないのと一緒じゃないですか。もう折り返し地点2年です。

そして、さらに市長は、数週間前にいきいき情報センターでご自身の後援会総会を行われたときに、チラシの中で完全給食の実施というふうにくたってあるわけですね。じゃあ、この1カ月もかからない間にどうしてそういうことが言われるのか、不思議でたまりません。その時点での気持ちと今と状況がどう変わったのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市民の皆様にはおわび申し上げなきゃいけないと、その責任があると考えておりますし、先ほどから私はそういう気持ちで申し上げている次第でございますが、ガバナンスの問題は、非常にしっかり、先ほどマネジメントということでは言いましたので、しっかり考えていく必要があると考えております。

後援会でのニュースについては、かなり早い時期に書いておりましたので、その後、庁内で決定した結果がこういうふうになったと。後先の問題はるかと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 9月に決算があり、それから次の予算を立てるわけですよ。行政のリズムの中で、なぜこういう簡単なことができないんですか。

それと、今回のこの改善点の質の向上、この3つの改善点については、今までずっと言われてきたことですし、我々特別委員会の中の初日ですぐに出た問題、改善点の3つです。それを今さらこうやってあげつらうのではなくて、この改善点をこういうふうにしていくような形で検討いたしましたという前向きな、一歩前進の具体的な政策がなぜないんでしょうか、この場で。

最後にお聞きしますが、この1億8,555万円が高いと、財政状況が厳しいと、これはもう当たり前のことだというふうに、ずっと今まで過去の議員、またそのときの行政の中で討論があって、議論があって、今の形になっているわけなんです。市長としては、じゃあ幾らまでだったら大丈夫なのか、幾らまでの予算の中だったら、お母さんたちが喜んでいただけるような、そういった方向でやっていけるのかという予算枠はあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的な予算の目途というのはありませんでしたが、余りにも今回出てきた数字が大きいということの判断をした結果が、こういう形の方針についての説明というふうになった次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 済みません、今の答弁聞いていまして、私、今日は静観しようと思っただんですが、運営方面からお聞きいたします。

今回のこのランチサービス、先ほどご説明によりますと、360円から四百何円かの金額が上がります。これ市民の方がお望みなんですか。

要するに、このランチサービスが、喫食率を上げていくということを言われていますが、その根拠性が私はよくわからないんです。市民の方にしっかり調査をして、意見聴取して、こういうふうになりましたというご説明であれば、私も納得するんですが、運営上、先にお金がないからこういう形になりましたという、本当に責任逃れとしか言いようがないという結果をちょっと導き出されている運営のあり方に、私はちょっと疑問があります。そのあたりの市長のご見解をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的な金額の問題は教育部から回答させますが、責任逃れというよりも、責任を持って運営しなければいけないので、今回これを例えば2年、3年は続けられるかもしれないけれども、それがやはり10年というふうに続けることができるのかどうかということ

しっかり考えた上での経営責任というのを考えた上で、こういう判断になっているということ  
はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問は。

1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 今回のこの問題は、たまたま今回は給食問題という形でしょうけれど  
も、結局抜本的な問題は、運営的な問題じゃないでしょうか。市民の皆様にはしっかりとお示し  
をして、市民の皆様の意見を集約して、そういう望む形を実現するために、我々はどう動いた  
らいいのかという業務計画を立てるのが、我々の役目だと思います。その順番も間違っていま  
すし、タイミングも間違っていますし、予算編成のあり方も間違っています。

ないがしろにしているのは、市の、私たちのほうの一方通行の市民に向かっての投げかけだ  
けじゃなくて、じゃあ市民のほうと対峙した上で、どういう形で実現していくのかと、もう少  
し根拠性をしっかり示した上で運営を行っていただきたい。このことを強く申し上げて、私の  
質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

○1 番（塚 剛議員） 最後に市長の答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘の問題、だからこそ市役所改革という形で掲げてきておるわけでし  
て、いろいろなことをどう実現していくかというのは、また一般質問の中でいろいろとご質問  
いただいておりますので、それは答えていきたいというふうに思っております。

市の一方通行ということでございますが、昨年1年間かかって、44自治会で市民と語る会を  
して、いろいろなご意見承っております。これを大事にして、去年と今月号ですか、市民と語  
る会の報告もずっとさせておりますし、それを受けて、一方通行というふうなことではない市  
政運営を考えておりますので、今後ともその方向性は持って、しっかり市民の皆さんの政策を  
反映していくという形の市政運営は考えていきたいと思っております。

その部分においての給食のことですが、先ほどロードマップの問題がありましたが、あれは  
学校教育法に基づく完全給食というのを実現する上のロードマップということで出されてお  
りましたので、かなり実際に今回変わりますので、それに向けてのロードマップというのを新た  
につくらなきゃいけないですし、保護者の皆様からのご意見をしっかりと夏休みまでに承るとい  
う機会をぜひともつくりたいと、そうしなければ9月議会にも予算が出せませんので、そうい  
うことを考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々は、いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 市長の行政報告、結びが、理解と協力を議員の私たちに求めたいということだったんですけれども、協力はさておき、まず理解する必要があるとは思うんですね。幾つもの質問が出ましたが、最初から私が持っていた疑問で、依然として理解できないところが幾つかあるので、お聞きしたいと思います。

先日の協議会でもあったように、基本的にはお金の問題だけだと、これはたしか教育長だったかと思いますが、明言されたと思います。したがって、理解をしていくためには、お金の問題をきっちり理解することが、私たちにとって最低限の必要事項です。

また、市民の立場からいっても、お金ってすなわち税金のことですから、これをしっかりと説明し切る、かつ、もう既にそれができなければいけないと思うんですね。一定の結論を、はっきりもう無理だと言っているわけですから。一応そのことを念頭に置いて、大きく分けて2点、質問をします。

日程にかかわることと、試算にかかわることなんですけれども、先ほど副市長からだったと思いますが、4月以降、経営会議の中で財源を洗い直して、大きな方針の転換に至ったという趣旨の発言があったかと思います。4月以降というのは、3月議会で江口理事のほうから、学校教育法にのっとる形でということが明言されていますから、それ以降ということだと思うんですけれども、3月に至るまでのさまざまな議論にかけた時間に比べると、非常に短い。先ほど小島議員でしたか、1週間で数字は出せるだろうということもありましたけれども、私もその点は疑問です。

そこでお伺いしたいんですが、これは一部確認事項のようなことにはなりますけれども、経営会議に加わって、この決定を出すのに携わった構成メンバーですね、一応それをはっきりと教えていただきたい。

また、結論に至るまでに、何回のその経営会議を重ねていたのか。及び、議論の過程でさまざまな資料をもとに議論されていると思います。端的に言うと、数字をもとに議論されていなければ、今回の結論は出ていないはずなので、私たちが、議員なり市民なりが理解するためには、その数字を見ることが絶対に必要です。もし求めれば、即座にでもその数字を出せる準備があるのかと。日程といいますか、その過程に関することとしてお聞きします。

その試算内容、数字の中身についてにかかわることになりますけれども、昨年夏の段階で、私たち議会のほうにも示された数字、3,400万円ということがありましたけれども、ここと今回の数字の大きな違いは、学校給食法に基づいての数字かどうかということなんです。であるならば、まずはその責任の所在のようなことを聞きますけれども、今回のその数字を出したのはどこが出したのかと、前回のその数字はどこが出したのか。それを踏まえて経営会議が判断したのでしょうか、どこが出した数字に基づいて昨年の3,400万円、今回の1億8,500万円やっているのかと、そこを確かめておきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） お答えいたします。

まず、経営会議では、臨時の経営会議を含んで2回いたしております。そして、その経営会議のメンバーは、部長、理事、三役、それから経営企画課課長、係長、総務課長であったというふうに思います。

そして、ワーキンググループで数字を積み重ねてきております。

あと、試算の数字は、皆様のところに出しておる数字だけでございますけれども、それを積み上げる過程、見積もり等は、そういうとったりすることも含めての数字でございますので、なかなか1週間もあればできるやろうと、そういうふうには、やっぱり公表するということは、ある程度の裏づけ、そういうものが必要でございますので、そういう形で数字は上げてきております。

ちょっと私の範囲では以上でございます。

○議長（橋本 健議員） あと補足ありますか。よろしいですか。

再質問をお受けします。

○7番（笠利 毅議員） 再質問といたしますか、最初の質問で答えられていないことがあったので。

○議長（橋本 健議員） 試算についてですか。試算の前回と今回の。教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 前は中学校給食に係る整備費の検討ということで、1番の自校方式から6番のデリバリー方式まで、公共施設整備課、学校教育課という出どころで、皆さん方にもお渡ししている分です。

今回につきましても、中心となったのは学校教育課が中心になって試算は出しましたが、施設面等につきましては、公共施設整備課等にもお尋ねしながら出しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目でまだ答えられていない部分があるんですが、それはこの再質問の中でももう一回言うので、次は答えていただきたいと思います。

その繰り返しから入りますけれども、先ほどその議論のもとになった資料というものはさまざまなものがあるので、1週間では出せないし、積み重ねの中なのでという話でしたけれども、私、もしかしたら言葉足りなかったんですけども、2回ですか、2回あった経営会議の場で、当然目の前に資料を置いて議論していると思うんですね。それがいいのか、見せることができるのか、今すぐにも提供できるのかということなんです。

今、加計学園云々で国のほうでも怪文書だの何とかありますけれども、プレゼン資料であったのかもしれませんが、会議の場で議論のもととなった数字があるはずなんです。なければおかしい。それを議会が求めれば示すことができるのかという質問が、まだ回答が残っているかと思

います。

それと、試算の責任に関することでの再質問になりますが、先ほどから、いつごろから学校教育法というものに基づくという形での議論が始まったかということが、何回か議論になっています。この資料を見る限り、あたかも3月以降、慌てて計算したかのように思うんですけども、何回かあった答弁の中で、そういうことを考えていなかったわけではないということが言われていたかと思います。

そこで、お聞きしたいんですけども、最初の試算にも学校教育課がかかわっていたということですから、教育委員会の側で、学校給食法を無視してこの議論を初めからしていたということはありませんかと思うんですね。また、市長が最初に、直接の所管は教育委員会のほうになるので、教育委員会のほうに議論を一旦委ねて答申を受けるという形で、その間、我々も時間がかかるのを半ば諦めつつ待っていたわけです。

であるならば、当然のこととして、教育委員会のほうから学校給食法に基づいた試算というのを、求めなければいけないと思うんですね。これはですから教育長にお聞きしたいんですけども、教育長として、計算をする部局に対して、学校給食法に基づいて試算をしろということを要求したのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

1点目の繰り返しと、今のと、2つのことにお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長、回答漏れの分をお願いします。

○副市長（富田 謙） 失礼しました。

やっぱり経営会議の中で、試算ということで出される部分と出されない部分があると思います。できるだけ出していききたいと思います。それで、ちょっとお時間いただいて、時系列にまとめた部分をつくりたいというふうに思っております。できるだけ出していききたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2点目、教育長。

○教育長（木村 甚治） 2点目の質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、中学校の給食のあり方ということで市長のほうからの提言をいただきまして、平成27年のときから学校給食として捉えて動いております。そういうことから学校給食改善研究委員会を立ち上げて、保護者や子どもたちのアンケートも聴取して、そして学校給食として一環として私ども考えておる中で、その提言を受けて、教育委員会から平成28年8月31日に市長のほうに報告という形で上げてきております。

だから、私どもは、学校給食法に基づく給食の実現ということでございますので、それに基づく試算ということも、ワーキンググループのほうには当然その分の指示といいますか、当然その分の試算をしていくということで、前提で捉えて動いてきておるものでございます。それ以外のものについて、全員に供するということは、学校給食法に基づかないものであるのは難しいという前提で動いてきておるものでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々の前にお伝えしますが、質問、質疑は簡潔にお願いいたします。  
7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 端的に聞きます。

まず、副市長の答えに関してですけれども、積み上げる必要はないので、議論の場に出ている数字を見たいということです。それを出すことならできるのかどうかということ、もう一回確認したいということと、教育長に対してももう一回確認したいんですけれども、ワーキンググループの段階で学校給食法に基づいてのことを考えていたというのであれば、先ほどから繰り返し出ているように、精密な計算を3月以降行ったということと矛盾というか、もしくはワーキンググループの段階で手抜かりがあったというふうに考えるしかないと思うんですね。その点については、ワーキンググループを主導した方がどなたかわかりませんが、その方がいらっしゃれば、その方にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 1 点目、副市長。

○副市長（富田 譲） 出してまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2 点目は、ワーキンググループの責任者の方。あるいは回答できる方もいいですが。  
副市長。

○副市長（富田 譲） ワーキンググループをつくるということ、市長命令のもとつくっていきましたので、その内容等についてもできる限りの、数字でしたかね、そういうのは出していきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今日お渡ししている資料の金額は、説明どおり3月終わりか4月の最初ぐらいにできたものですね。それで、その前に一般的にといいますか、例えば400円だった場合、350円だった場合、300円だった場合とか、そういうふうに委託料を仮に設定したものは当然作成しております。

ただ、今回の4月の月上旬にできたのは、先ほどから出ていますけれども、実際に可能であるというような業者のほうにヒアリングしたりとか、必要なものを協議したり、見積もりを繰り返しとったり、本当に細部については、一定きちんとそこをお願いするという状態でないときませんが、ある一定のところまではそういったヒアリングとか見積もり等をもとに出しているもので、今回のものはそういった業者のヒアリングを通して出しているものであります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 今回、中学校給食の完全給食の断念という報告ですよ。それを聞いて

私たちも、余りにも突然ことで、非常に驚いとるわけなんですけれども、この中止する報告の資料として、この1枚だけなんですけれども、この金額が大きく載っていますけれども、私としてはこれだけじゃあ非常に内容が非常にわからない。

これをもって私たちも市民に対して説明責任がございますので、何でやめたのかという理由を聞かれた場合、これだけではどうも質問ができない。結局内容はよくわからないんだけど、突然の表明で断念したんだよということしか言いようがないんですけれども、今回の中止のこれは報告ですよ、協議ではないと思います。

そもそも当初のデリバリー方式という方式の決定も報告、ロードマップも報告だったんですけれども、余りにも決定が性急過ぎて、議論という過程を踏んでないと私は思います。

まず1つ目ですね、この今回の中学校完全給食の断念なんですけれども、これですね、もうちょっと結論を出すのがちょっと早過ぎるんじゃないかと私は思うんですけれども、もっと前向きな考えで、我々議会、議員と一緒に前向きな考えで協議するという場を設けて、本当にこの内容をしっかり我々と意見のやりとりをして、本当にできないのかというのを協議をする場を持ってないものかというのが1つですね。

2つ目。2つ目は、それこそもうデリバリー方式、給食方式の決定からもそうなんですけれども、そこら辺からも、どうしてデリバリー方式になったのかというのも、非常に報告的な説明で、内容がよくわからないところがあります。ロードマップについても、ただロードマップは示されただけなんですけれども、このように重要な、市民の関心が高い、政策的な課題については、執行部のほうで結論を出す前に、政策の形成過程においても、我々議会、議員と協議する場をしっかりとつくっていただいて、内容を詰めていかれるというやり方ができないものかと思っています。

2点、伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな運営する責任等がありますので、それなりの結論なり決定を持つとかないと、この件どうしたらいいでしょうかというふうな形では、やっぱり執行部としては議会の皆さんには相談できないし、それはまたおかしいんだろうと思います。

ただ、ご指摘のとおり、政策の決定過程の中で、今後もいろいろなことを考えておりますが、いろいろな計画等、いろいろなことについては、もっともっと、今回ご指摘いただきましたが、いろいろな計画等については、議員の皆さんにもお諮りし、ちょっと市民の皆さんにはまだ出せないかもしれませんが、いろいろなことについては今後の進め方については、ご指摘いただいた点において、執行部、議会あるいは関係しとる委員長さんあたり含めて、今ご指摘の点を含めて、しっかり対応していきたいというふうな形での合意の形成を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 先ほど私が質問したのは、ある意味、市長に対する助け船という意味で質問させていただいたわけなんですけれども、余りにも給食を断念するのが突然、早過ぎるという気がするんですけれども、これがもう最終決断というふうに理解してよろしいのでしょうか。

というのは、我々議員のほうも、中学校の完全給食については総論賛成という意見が多かったように私は思うんですけれども、そういう中で突然一方的な断念というのは、非常に残念ではないんですけれども、これが最終結論と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな経緯をしました。経営会議での中での議論、そしてなおかつ実際の実務をしているワーキンググループの人たちのたび重なるいろいろな数字の積み重ねの上での議論をした上で、それが経営会議の中に反映して出てきて、その中で今回提案するような形の判断をし、そういう決定を議会で皆様に報告しているわけですから、これはほかならない市民の皆様への報告と同じことですので、こういうことで考えているということ、また幅広く、とりわけ関係してある保護者の皆様には、伝えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 最終結論ということですが、最低でも、今回の中学校完全給食の断念というその内容です。この1枚の報告だけでなく、この内容についてもしっかりと我々に対して、我々と議論したところで、それこそ先ほど副市長もおっしゃいました。大なたを振るわなきゃいけない部分もあるということ、そこら辺もしっかり私たちが太宰府市の財政のこともしっかりと把握したところで、じゃあしょうがないねという結論であれば、ある程度納得できるんですけれども。最低でもこの断念についての報告だけでなく、我々との協議をしていただかなきゃいけないと思うんですけれども、これについてはいかがですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） こういう形の方向性を報告させていただいておりますので、それをまた協議して変わるというのはおかしい話だと思いますので。ただいろいろなことでの、今日出ましたいろいろな数字での説明等については、議員の皆様に対してはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第2、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第40号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第40号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第44号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について**

○議長(橋本 健議員) 日程第5、議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6と日程第7を一括上程**

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第46号及び議案第47号についてただいまのところ通告があ

りませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第46号及び議案第47号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第8、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第73号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 発議第5号 特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について**

○議長（橋本 健議員） 日程第9、発議第5号「特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第5号「特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について」の提案理由のご説明を申し上げます。

議会のICT化、タブレット導入について、実際に導入している市議会は少ない状況ではありますが、着実に増えてきております。また、導入について検討を始める市議会も多く、ICT化の流れというのは全国的な動きになっております。

太宰府市議会といたしましても、議会のICT化というものについて検証、検討していく必要性は非常に高いものと判断をしており、今回特別委員会を設置するものであります。

名称はICT推進特別委員会、構成は全議員による構成、付議事件は議会のICT推進に関する件、経費は予算の範囲内、設置期間は付議事件の審査終了までで、活動は議会閉会中も随時開催することができるとしております。

提出者は私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分)

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

I C T推進特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に9番宮原伸一議員、副委員長に3番木村彰人議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書**

○議長(橋本 健議員) 日程第10、意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番森田正嗣議員。

[4 番 森田正嗣議員 登壇]

○4 番（森田正嗣議員） 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を提出したいと思っております。

その理由は、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されるということでございます。

内容につきましては、文書を読まさせていただきます。

5月24日現在、国会においては閣法第193回国会64号組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下、「組織犯罪処罰法」とする）等の一部を改正する法律案の審議が行われている。いわゆる共謀罪を創設する法案であるが、類似の法案は2003年から国会で審議されており、過去3度廃案になっている。今回の組織犯罪処罰法改正案は、衆議院法務委員会における強行採決を経て5月23日に衆議院本会議にて可決され、参議院に送られています。

この法案については、法律実務に直面している日本弁護士連合会が強い反対の意見書を提出しており、刑法学者を含む法学者からも批判の声が強い。同法案が市民の内心の自由を脅かし、行動を萎縮させる危険性を持つ、すなわち市民の日常生活に憂慮せざるを得ない事態を招く恐れがあると考えます。

一般に犯罪は、法益（生命や財産など）を直接侵害する行為を核として規定される。また、直接実行する者を中心に犯罪者を想定する。なぜなら、直接手を下す者を社会から排除する必要性を認めると同時に、捜査機関の社会生活への関与は明白な事実にとどめおかれる必要があることを、社会の構成員が合意として認めているからである。疑いによる捜査が日常生活に悲劇をもたらす例は、枚挙にいとまがない。

法案によれば、改正後の組織犯罪処罰法第6条の2には、おおむね「組織的犯罪集団の団体の活動として、犯罪遂行を2人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかにより、その計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、刑に処する」と規定する。この法律が成立すると、現在は犯罪とされていない単なる計画が犯罪とされる。また、単なる買い物でも、犯罪の準備行為とみなされる可能性を生じる。

元来、捜査機関は対象者に関する情報を最大限投網的に収集する。その際には誤解や虚偽、告げ口も捜査の端緒となり得る。これが、今回の改正法案で犯罪として創造される日常生活行為に及ぼされる可能性がある。監視社会に陥るとの評価は、決して大げさなものではない。

よって、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されることから、組織犯罪処罰法等の一部を改正する法律案に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出いたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 1点、質問いたします。

意見書の中の、「同法案が市民の内心の自由を脅かし、行動を萎縮させる危険性を持つ、すなわち市民の日常生活に憂慮せざるを得ない事態を招く恐れがある」と、この1文なのですが、これは戦前行われた旧憲法下の中での治安維持法、予防拘禁制や拷問といった、こういった悪法と言われるこの治安維持法の現代版という考え方をもちこの文章が入っているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これはそういう意味ではございません。あくまでもテロ抑止という法目的、それ自体について私どもは異論を唱えているわけではございません。単なる手段としての捜査手法の危険性を見て、これは日常生活に危険性を及ぼすということで、今回の提案をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今提案理由を聞かせていただきましたけれども、この理由として、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されるためということ、非常に理由として薄いのかなと思っておりますけれども、今内容を見ておまして、弁護士会とか一部のマスコミが一部の言い方で言われております。逆に私、こちらのほうが市民をあおるのじゃないかなと思っておりますけれども、この理由として具体的にどのようなことが起これば、市民生活に大きな不安がもたらされるのか、その辺具体的に教えていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一般には、先ほども申し上げましたように、捜査機関というのは犯罪の端緒というものをどこかでとるわけがございますけれども、そのときに対象あるいは目的、計画といったところが、実はばらばらに捜査機関には入ってまいります。したがって、捜査機関は結局最終的にはそれをまとめ上げるわけですね。そのためには、対象者と目される人について、全ての行動というものを把握いたします。これは例えば、つい最近でも問題になりましたけれども、GPSですか、あれが任意捜査であるとして、ずっと警察のほうは当然手法として使ってまいりました。

こういった形で、いわゆる利用できるものは全て利用しながら情報を一括してとっていきますので、それについて疑義があるときは、当人を質問することができるということで、引っ張ることができます。これが最も私どもが懸念していることでございます。それが私の今回の主

張の核を占めるものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~